2023年3月7日

決済サービスに係るAMLCFT対策の必要性の拡大と今後の動向

現代ビジネス法研究所
代表　博士（法学）
吉元　利行

Contents

０．AML／CFT対策が要請される背景

◆ 2019年8月30日
「クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング 及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「経産省GL」）策定

◆ 2021年8月30日 FATF相互審査結果公表
◆ 2021年11月18日 経産省GLの改正
◆ 2021年12月22日 2024年（令和6年）3月末までに「対応を完了させ、体制を整備する」ことが求められる

◆ 2022年3月 経産省GLに関するFAQ公表
◆ 2022年4月 検査基本方針（経産省GL対応が重点検証分野の一つに）

⇒クレジットカード業におけるリスクベースアプローチ での体制整備が求められている
⇒ **2024年（令和6年）3月末の対応完了**に向けた体制整備への取り組みが求められている

１．不正利用はカード番号等の情報漏洩で拡大

（１）ECサイト、PSPなどを狙ったサイバー攻撃によるカード番号等情報の漏えい
・SaaS型のECサイト構築サービスを使った11社のECサイトから約43万件の情報流出。
・個別流通業のECサイトからカード番号等の情報漏洩が頻発

（２）PCIDSS準拠の決済代行会社からのカード情報の漏えい
・決済代行会社から最大46万件のカード情報等が漏えい

（３）フィッシング・スミッシングによる顧客からのカード情報の漏えいの増加
・2021年フィッシングメール報告件数　約52.6万件
・SMSを利用したスミッシング（Smishing）の増加傾向

１．不正利用はカード番号等の情報漏洩で拡大

	不正利用総額（億円）	偽造カード被害額		番号盗用被害額		その他の不正利用被害額	
		被害額	構成比	被害額	構成比	被害額	構成比
2014年	114.5	19.5	17.0%	67.3	58.8%	27.7	24.2%
2015年	120.9	23.1	19.1%	72.2	59.7%	25.6	21.2%
2016年	142.0	30.6	21.6%	88.9	62.6%	22.5	15.8%
2017年	236.4	31.7	13.4%	176.7	74.8%	28.0	11.8%
2018年	235.4	16.0	6.8%	187.6	79.7%	31.8	13.5%
2019年	273.8	17.8	6.5%	222.9	81.4%	33.1	12.1%
2020年	251.0	8.0	3.2%	223.6	89.1%	19.4	7.7%
2021年	330.1	1.5	0.6%	311.7	94.4%	16.9	5.1%
2022年3Q	309.2	1.4	0.5%	291.3	94.2%	16.5	5.3%

カード不正利用の推移

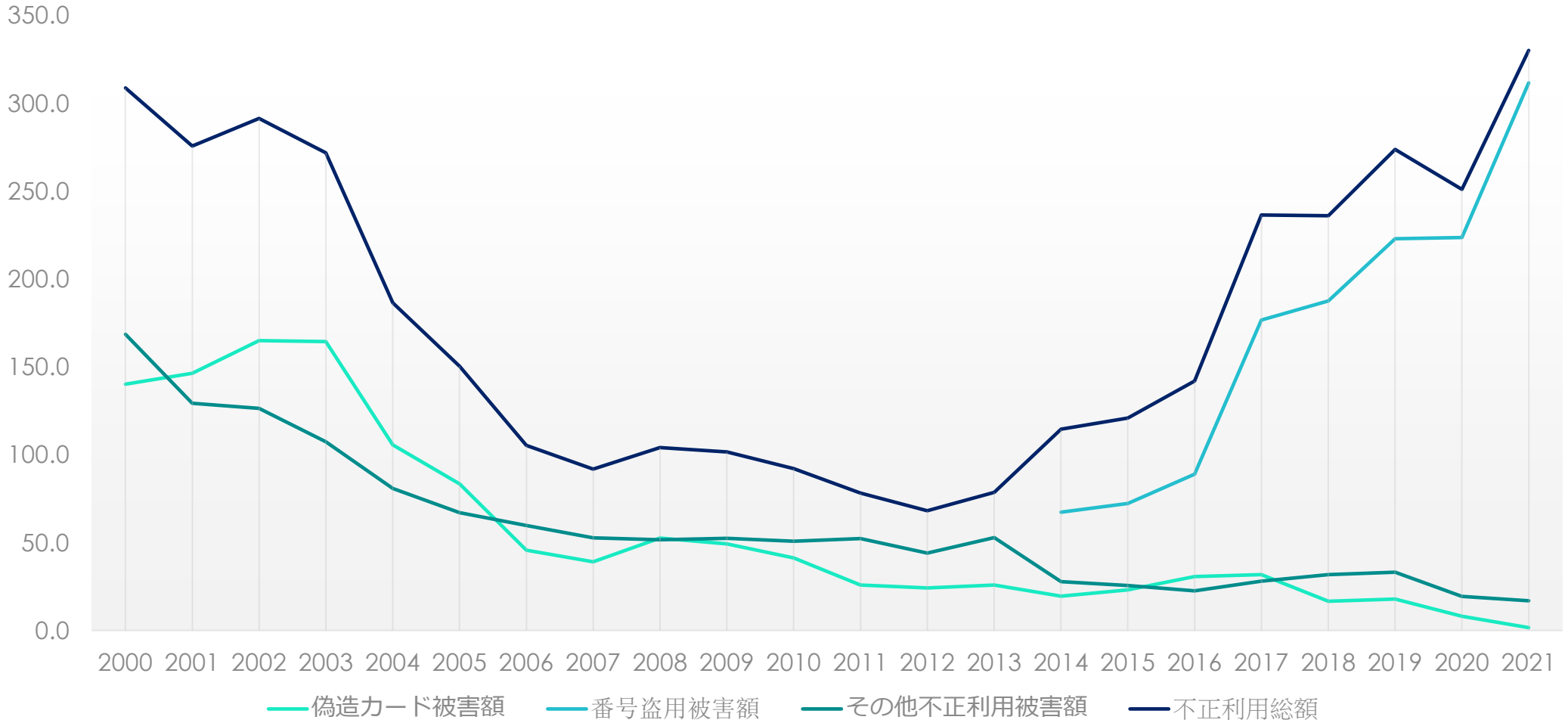
350.0
300.0
250.0
200.0
150.0
100.0
50.0
0.0
2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021
偽造カード被害額
番号盗用被害額
その他不正利用被害額
不正利用総額

２．これまでのAML/CFT対策は不正利用対策が中心

■　犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づく「取引時確認」等の実施

・クレジットカード申込・カード番号等付与時の公的証明書等による本人確認、取引時確認

・対面取引におけるPIN使用による本人認証

・非対面取引・EC決済におけるセキュリティコード、EMV 3Dセキュアによる本人認証

【主な位置づけ】

＊なりすましによる不正利用防止（回収不能リスクの対策）としての本人確認・認証

■　マネロン・テロ資金供与リスクの管理

・不正検知システムを使った不正利用モニタリングの実施

・割賦販売法に基づく加盟店調査（締結時、随時、定期的調査）に基づく反社のチェック、不正な取引、違法な取引、詐欺などの排除

【主な位置づけ】＊他人利用の排除　＊利用者の保護　＊チャージバック等の回避

3.「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく対策強化の必要性

（１）犯罪収益移転防止法における「特定事業者」としての義務

■　目的

・麻薬取引等犯罪、組織的な犯罪に対して、犯罪収益の移転を防止すること。
マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策

■　本人確認が必要な取引

・クレジットカードの発行時　・キャッシングサービスの付与時

■　本人特定事項と取引目的等の確認

☆自然人の場合　氏名・住所・生年月日、取引の目的、職業～写真付証明書や申告

■　通常取引とハイリスク取引

・ハイリスク取引では、通常取引確認とは、別の本人確認書類で確認必要

☆過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引。
イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引。　・外国PEPsとの取引

■　記録と保存義務

・本人確認した記録=取引の終了後7年間　・取引に関する記録=該当取引の終了後7年間

3.「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく対策強化の必要性

■**カード**は、犯罪収益を現金で 取得した者がカードを利用して当該現金を物品など別の形態の財産に変えることができることから、**犯罪収益の追跡可能性を低下させる**おそれがある。

・カードを第三者に交付したり、カード番号等の情報を第三者に教えることにより、第三者が商品等を購入できる

・カードは、国内外を問わず利用でき、利用可能枠が高額なものもあることから、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、**事実上の資金移動が可能**。

■**法人を顧客とする場合（いわゆる法人カードを法人顧客に 交付等する場合）**に、実質的支配者についても顧客管理において対象となる。

・**実質的支配者について何をいかなる方法で確認・勘案等すべきかについては、顧客リスク評価に基づき、リスクが高い場合についてはより深く、証跡を求めて確認を行うなど、リスクに応じた対応を図るべきと考えられる。**

・GLにおける本人確認事項の調査では、犯収法上の本人特定事項のほか、職業・事業 内容、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等が含まれ得る。リスクに応じた調査項目の確認を事前に検討して文書化しておくこと。

3.「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく対策強化の必要性

（３）犯罪収益移転防止法における「特定事業者」としての義務

■ 資金（価値）移動手段としてのクレジットカード活用に対するチェックの必要性

為替（資金移動）取引におけるAML/CFT対策の進展を考慮すると、

- カード番号等情報の利用による非対面取引の拡大
- 国際ブランドネットワークを利用した海外との取引の拡大
- 国際ATMネットワークを利用した現金引出
- 決済ネットワークにおける多数当事者の関与と他決済ネットワークとの接続
  海外アクワイアラ・海外無登録決済代行会社が介在した加盟店の存在
  QRコード決済、オンライン決済等への登録によるチャージ利用の拡大
- 法人カード・パーチェイスカードの発行の拡大　利用限度額が1億円以上の法人カードも

などの観点から、リスクを抽出・特定し、評価を行い、リスク低減措置を講じる必要がある。

４．これからのAML/CFT対策における追加されるべき観点

（１）延滞債権だけでなく、正常利用取引における不正使用のチェックの必要性

＊違法取引決済型と送金代替型の利用は、発覚を恐れるので、
正常決済され、優良顧客と誤認しかねない

（２）利用目的との乖離、年収等に比較した多頻度利用など不自然な取引に注意する

（３）モニタリングの設定項目の追加と閾値の見直しが常に必要

（４）疑わしい取引の分析とリスク評価・リスク軽減策・モニタリングへの早期反映が必要

5. クレジットカードビジネスのリスクの特定・評価と継続的顧客管理

（１）リスクの特定

どんなリスクがあるか

危険度調書と過去の不正・疑わしい取引の事象から**書面化**する

・他人に成りすまされて、商品等を詐取（犯罪収益の獲得）されるリスク
・他人に譲渡され、犯罪者等が犯罪収益を獲得したり、不正送金に利用するリスク
・他人が家族カードを使い、不正送金や犯罪取引の決済に使用するリスク
・キャッシングを利用して、国内外への送金が行われるリスク
・カードローンを使って、犯罪収益をローンダリングされるリスク　など

参考①　架空名義または借名で締結したクレジットカードが利用される事例

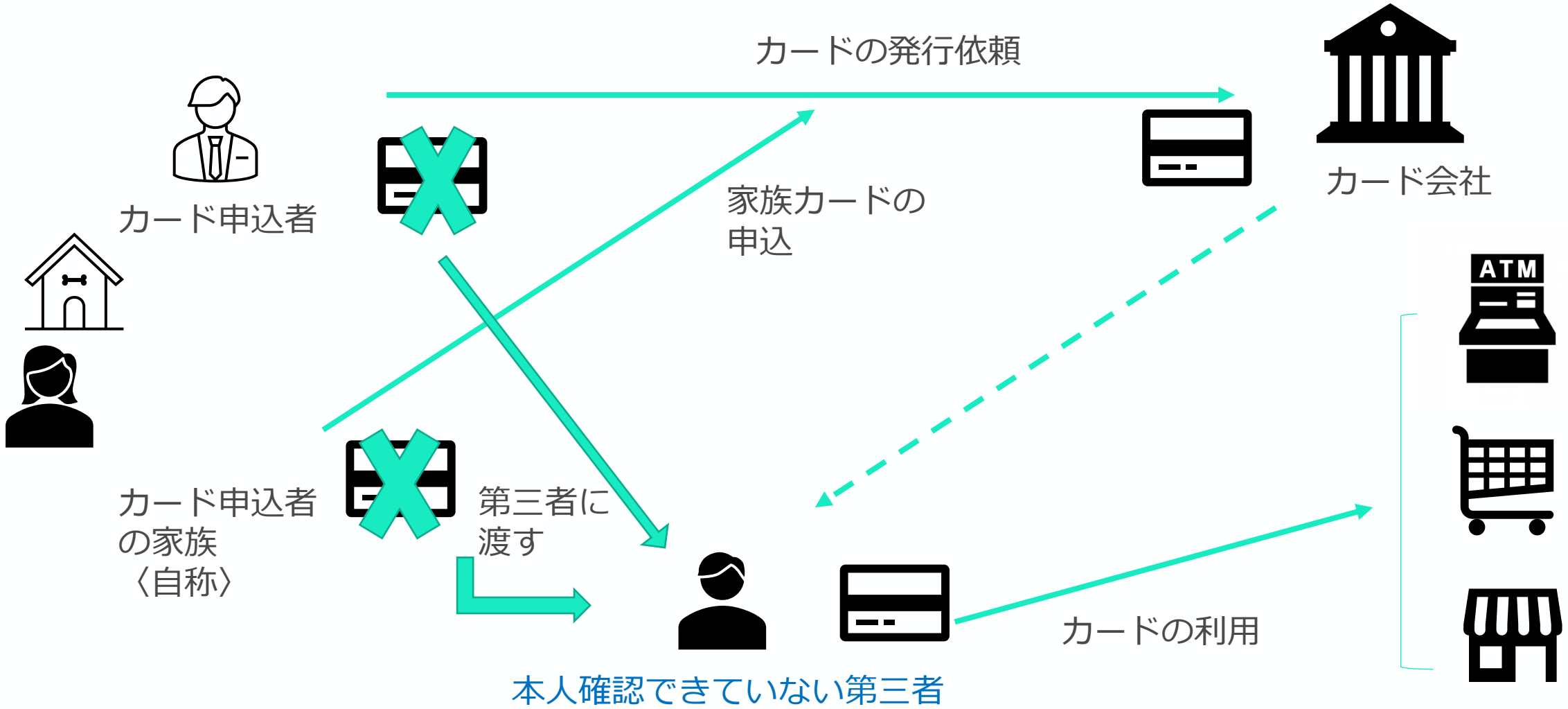

参考②　法人を利用した本人確認できていない第三者の利用に用いられる事例

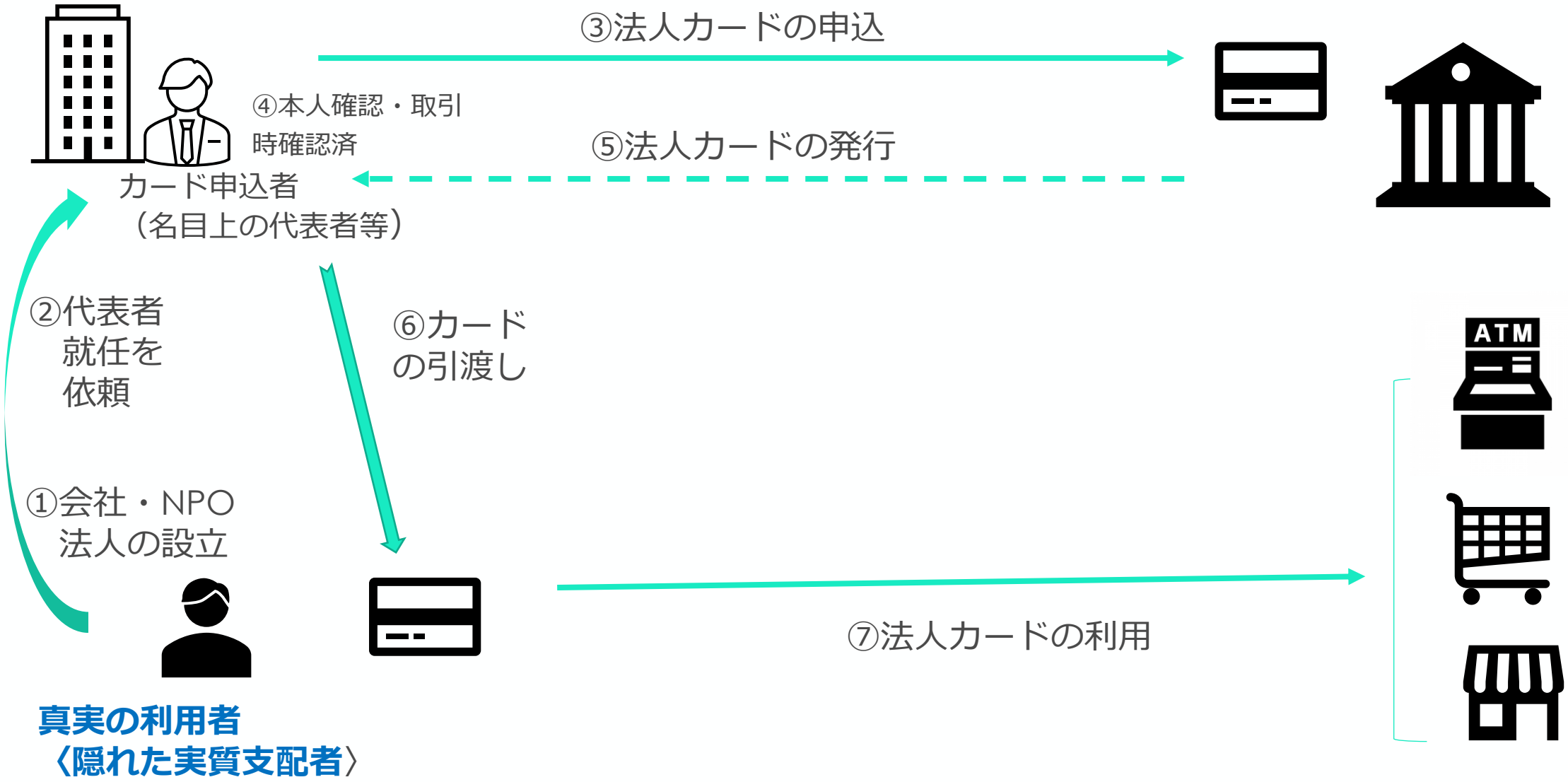

参考③　違法収集したカードを利用した不正利用事例

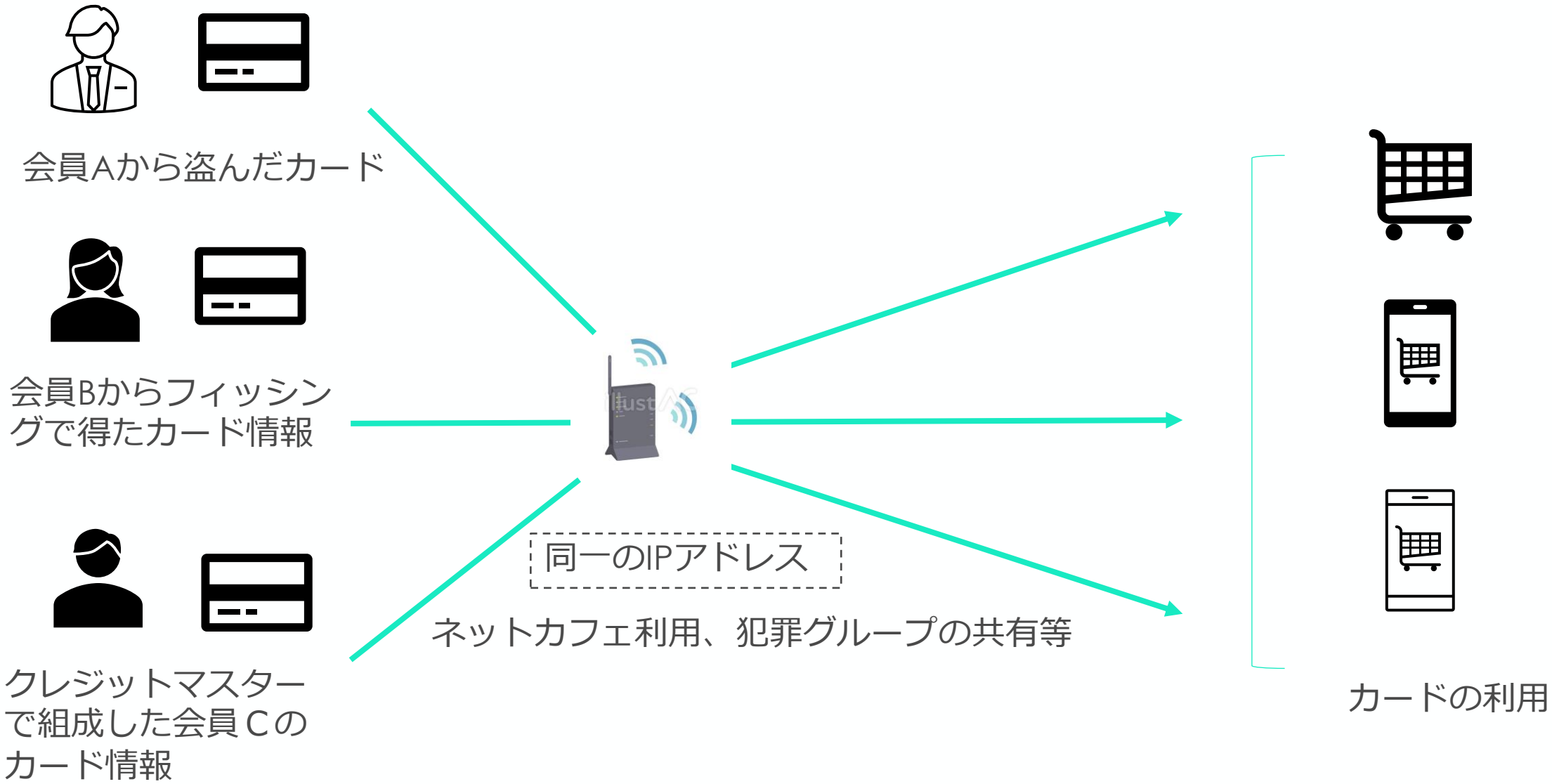

参考④　カードが第三者に譲渡された疑いのある事例

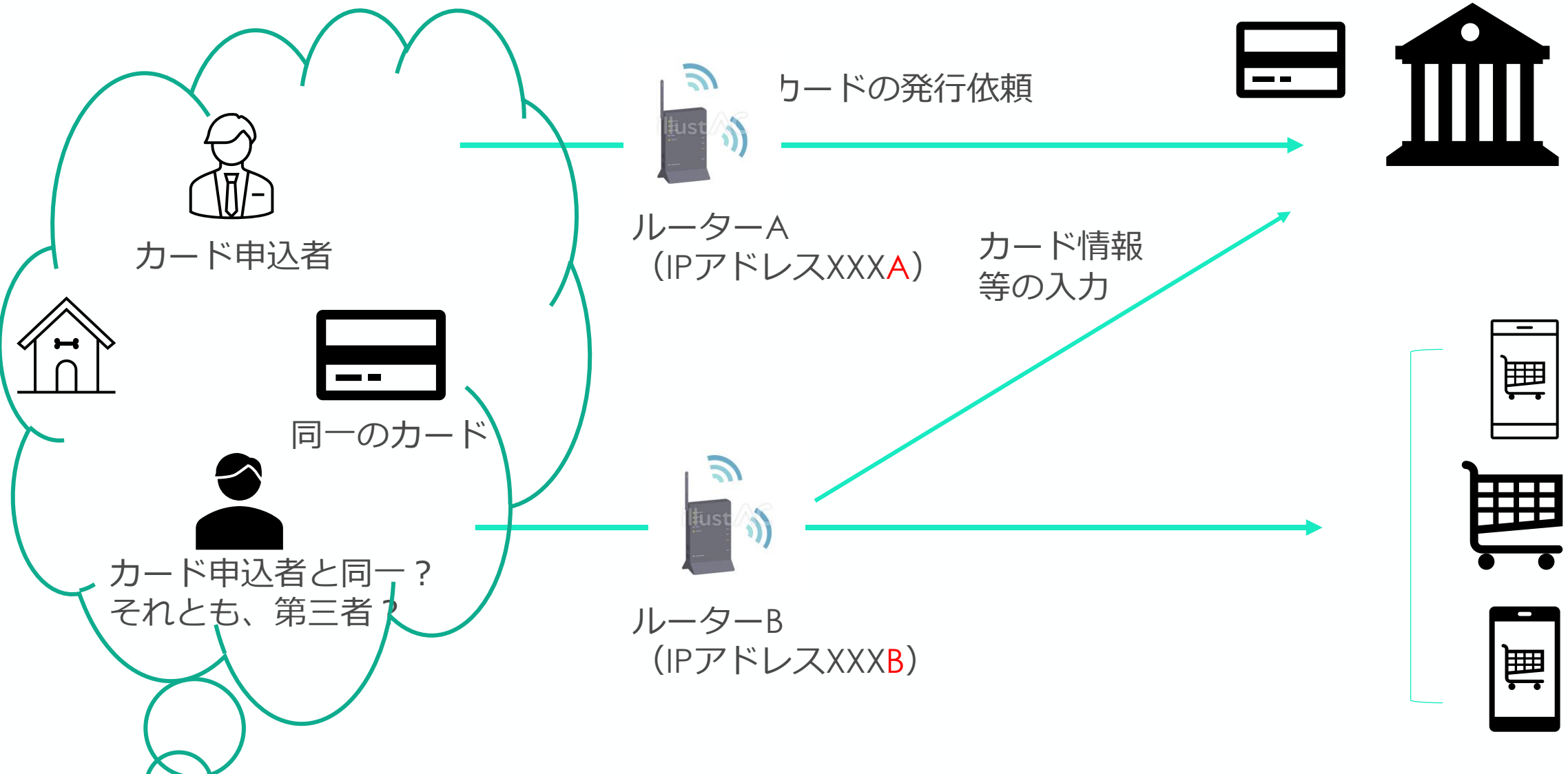

参考⑤　違法取引に家族会員カードを利用した決済が利用される事例

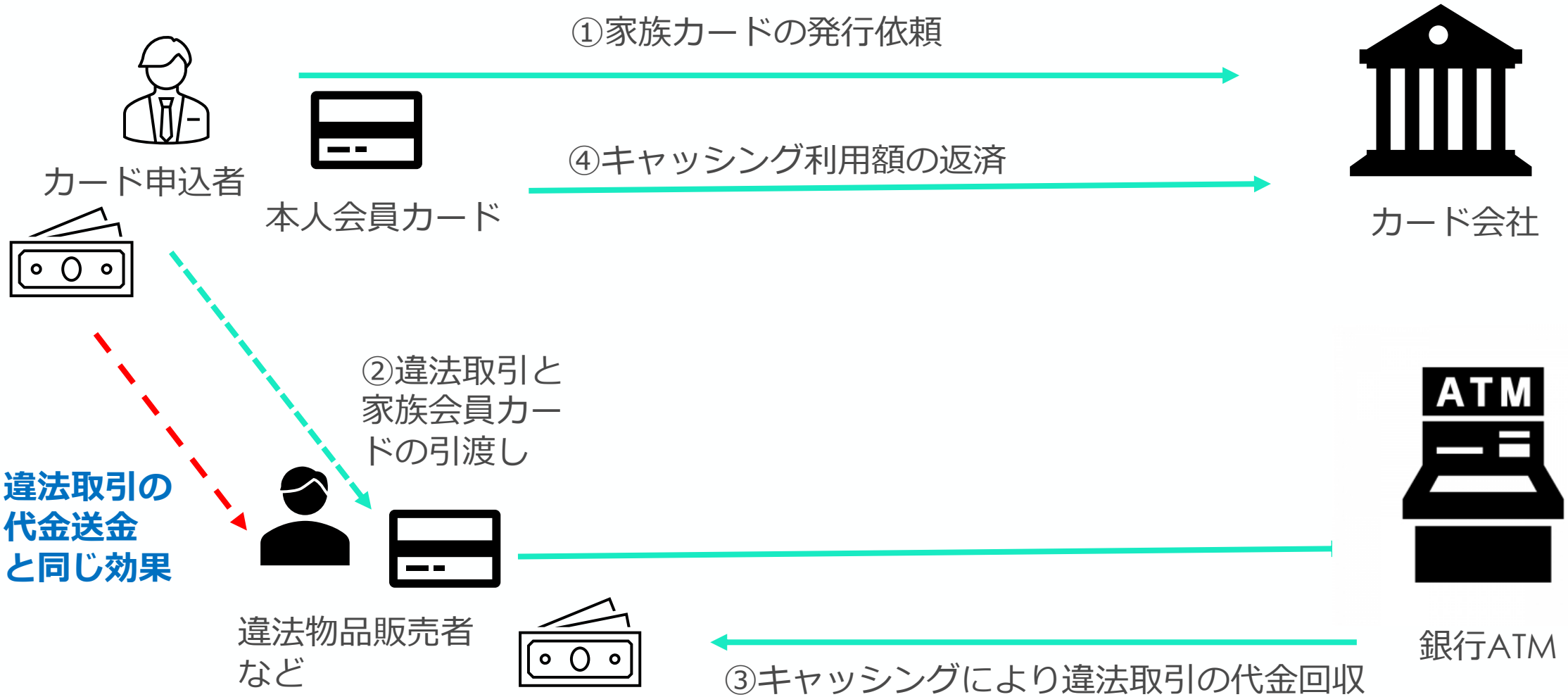

参考⑥　違法送金に譲り受けたクレジットカードが利用される事例

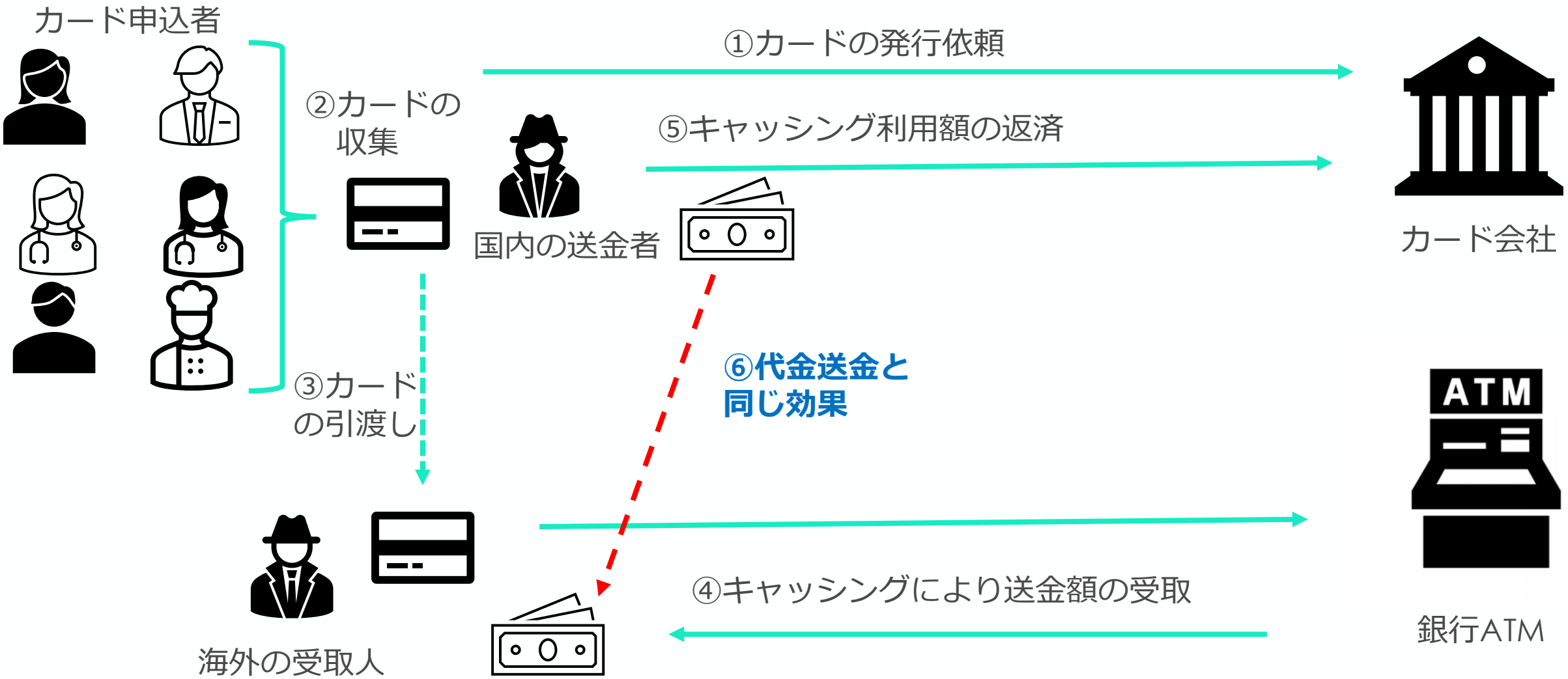

5. クレジットカードビジネスのリスクの特定・評価と継続的顧客管理

（１）リスクの特定の留意点

★クレジットカード決済や、取引が行われた国・地域、顧客 の属性等のリスクを包括的、かつ 具体的に検証し、特定すること。

★自らの事業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること

★FATF や内外の当局等から指 摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること

★リスクの特定に当たっては、自社の発行するカードサービスの種類、利用者の特性、利用傾向、過去の疑わしい取引事例に基づき、各社ごとに、リスクを特定し、評価すること。

・国際ブランドカード、ハウスカード、法人・ビジネスカードで異なるリスクレベル

5. クレジットカードビジネスのリスクの特定・評価と継続的顧客管理

（２）リスクの評価

★リスク評価の全社的方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき評価を実施すること（全社的に実施）

★リスク評価の結果を文書化し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること

★定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと

★リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること

5. クレジットカードビジネスのリスクの特定・評価と継続的顧客管理

（３）リスクの低減策

どのようなリスクの低減措置があるか。

＊既存の不正利用防止措置とAML/CFT対策の双方から実施することが重要。

【低減措置の例】

- 不正利用が懸念される場合のカードの一時利用停止、顧客への連絡
- 不正検知システムでのモニタリングによる不正利用の検知
- 反社会的勢力のDBやクレジット保安照合サービス（CSRS）との照合やスクーリニングの実施
- 利用可能枠の減額や取引の謝絶
- カードの更新時の調査と有効期限の区分運用
- 輸送物の送付、登録メールへの送信など
- 電話番号、住所のスクーリニング（転居等の発見）
- 変更届け出書（住所・勤務先・家族会員等）のチェック

5. クレジットカードビジネスのリスクの特定・評価と継続的顧客管理

（４） 継続的顧客管理（CDD）

個々の顧客に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の顧客の情報や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、**調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施**する一連の流れ。

＊必要に応じ、対応を**厳格化**（又は、**簡素化**）する概念

厳格な顧客管理

簡素な顧客管理

＊リスク低減措置の「中核」としての位置づけ

5. クレジットカードビジネスのリスクの特定・評価と継続的顧客管理

（４） 継続的顧客管理

- 顧客受入方針(「顧客受入基準書」)の作成

- すべての顧客についてリスク評価を行い、低減措置を反映する

- 継続的顧客管理奉仕の決定と実施
  ＊調査の対象や定期的確認の実施頻度などの検証
  ＊リスクが高い事案等における閾値の定額化や調査の高頻度化など
  - ハイリスク顧客
  - ミドルリスク顧客
  - ローリスク顧客

5. クレジットカードビジネスのリスクの特定・評価と継続的顧客管理

（４） 継続的顧客管理

★特定・評価されたリスクを前提として、「顧客管理」（CDD）がリスクベースで求められる。

e.g.国際ブランドと提携するカードのリスクの低減措置

・世界の加盟店で利用可能　⇒　極度額の引き下げ、疑いのある場合の一時利用停止　等

・国際ATMネットワーク利用　⇒　キャッシング枠の引下げ、一時停止、利用者に対するヒアリング

＊モニタリング・・・カードの利用頻度、利用額、利用地域、返済方法
リスクの高い業種（加盟店）、商品種別など

e.g 利用者の属性・特性等に伴うリスクの低減措置　（ITシステムを活用）

・外国人・法人・NPO法人　⇒　利用枠の制御、利用場所、購入商品・サービスのモニタリング等

・家族会員カード・従業員カード　⇒　利用者の特定と利用サービスのモニタリング等

＊疑わしい取引のチェックと届け出

5. クレジットカードビジネスのリスクの特定・評価と継続的顧客管理

（４） 継続的顧客管理

①モニタリングチェック項目の追加の検討　（ITシステムを活用）

e.g ・会員居住地域と利用地域の乖離の状況ー（法人カード、家族カード）をプラス

・換金性の容易さ、頻繁な高額利用の有無ー（法人カード、家族カード）をプラス

・国際キャッシング等の利用状況、キャッシング頻度等

・資金移動、コード決済、前払式支払手段への高額なチャージ

・暗号資産の購入　など

②利用加盟店の調査項目の追加　（加盟店契約時調査の拡充）

・資金移動、決済代行・収納代行などを営むものはないか

・加盟店の実質的支配者チェック

5. クレジットカードビジネスのリスクの特定・評価と継続的顧客管理

（４） 継続的顧客管理

③本人確認の実施によるなりすましの防止と、高リスク顧客層への追加の項目の調査の実施

・外部不審住所DBの活用　（顧客審査の拡充）

・不正申込電話番号・住所の共有など

・反社データベースへの不芳情報の追加の徹底とリスク評価への反映

詐欺、窃盗、暴行等に関する不芳情報（ネガティブ・ニュース）を取得し、顧客リスク評価への反映

＊不芳情報保有者の取引モニタリングと取引制限（極度額引き下げ、取引停止等）ルールの整備

・外国PEPs、関係当局による制裁リスト等を照合

④高リスク取引のモニタリング　ー　背後関係や実質的支配者にも注目　（加盟店途上審査の拡充）

・加盟店ー加盟店のその他の顧客ー加盟店の仕入れ先等及びその実質支配者を探索する視点

・不審取引時の加盟店他の利用者全体の調査

・加盟店代表者やその実質的支配者を含めた不芳情報の把握

5. クレジットカードビジネスのリスクの特定・評価と継続的顧客管理

（４） 継続的顧客管理

④疑わしい取引事例等を反映したチェック　（ITシステムを活用と協会における情報共有）

・加盟店名義を使い分け、現金化、違法薬物・サービス提供、資金移動を行っていないか。
＊正常債権・正常取引を仮装した不正利用の発見

・クレカを使った違法薬物・違法取引等の代金回収の可能性
多数のEC加盟店契約名義を使って、預かったカード情報等で決済を行って立替金から代金回収している可能性や家族カードを利用したキャッシングによる代金回収の可能性
⇒ 同一金額、同じ加盟店を利用する集団的行動、周期性、利用金額の類似性などをAIで検知するなど、疑わしい 取引の事例を学習させ検知できるようにする
⇒ クレジット協会におけ不正情報等の共有化

６．高額電子移転可能型前払式支払手段のAML/CFT対策

（１）新たな規制の背景

- ○ 電子移転型前払式支払手段が詐欺で使用される実態
- ○ 本人特定等がなされないまま、販売され、バリューの移転が容易にできる実態
- ○ 広範囲な加盟店で利用が可能であると、商品購入・売却による送金等への悪用の懸念

「電子移転可能型前払式支払手段」への規制の必要性

⇒ **不適切な利用を防止するための適切な措置**

⇒ 「高額電子移転可能型前払式支払手段」への追加的規制

- **・犯罪収益移転防止法に基づく取引確認の導入**
- **・利用形態に応じた監視体制の構築と不正利用の防止措置**

６．高額電子移転可能型前払式支払手段のAML/CFT対策

電子移転可能型前払式支払手段	電子的に高移転可能なもの	1件当りチャージ上限１０万円内、かつ、譲渡・チャージ残高が1月当り、３０万円内/１月	
	低移転可能なもの	高額電子移転可能型	**残高譲渡型** （コード決済アプリなど）	譲渡可能な1件当りチャージが１０万円超、1月間の残高が３０万円超可能なことのいずれかに該当
			番号通知型Ⅰ型 （電子ギフト券）	利用可能な1件当りチャージが１０万円超、1月あたり残高が３０万円超可能のいずれかに該当
			番号通知型Ⅱ型 （国際ブランドプリペイドカード）	利用可能な1月当りチャージの累計額、利用可能額がいずれも３０万円超に該当

６．高額電子移転可能型前払式支払手段のAML/CFT対策

（２）高額電子移転可能型前払式支払手段

○犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の義務
取引時確認義務、確認記録、取引記録の作成・保存義務、疑わしい取引の届出義務、
アカウントの譲渡禁止

○「残高譲渡型」
移転が可能な未使用残高の上限額の設定、移転の状況を監視するための体制の整備
その他の不適切な利用を防止するための適切な措置

○「番号通知Ⅰ型」と「番号通知Ⅱ型」
アカウントに記録が可能な未使用残高の上限額の設定、不適切な移転を防止するための
体制の整備その他の不適切な利用を防止するための適切な措置

⇒１回あたりのチャージ額、１月当たりのチャージ額とチャージ回数を制限したり、加盟店での
利用状況などをモニタリングし、不適切な利用がないか、AML/CFT対策を念頭に監視して
いく必要がある。

６．高額電子移転可能型前払式支払手段のAML/CFT対策

（３）電子移転可能型前払式支払手段

アカウントに記録が可能な未使用残高の上限額の設定、不適切な移転を防止するための体制の整備その他の不適切な利用を防止するための適切な措置

＊　電子的な移転が可能な前払式支払手段全体への規制である。

（自家型も含まれる）

＊　残高の移転状況のモニタリングにより不適切な利用法を監視する必要がある。

（複数枚の購入と利用など、「高額型」逃れの利用法などに注意）

７．今後の見通し

銀行向け規制の強化と銀行の取り組み強化から、クレジットカードシステムの悪用可能性が考えられ、特に以下の分野での対策の強化が求められうる。

■ 法人カード・ビジネスカード、高額限度枠カードの悪用の可能性
　実質的支配者のチェック

■ 家族カードの悪用可能性
　本人との関係の明確化

■ 不正目的加盟店による資金移動の仲介等
　実質的支配者の確認

■ 決済代行・電子移転可能型前払式支払手段の決済・チャージの利用
　利用頻度、利用累計額、利用加盟店等